

契約条項

お客様（正式名称は押印欄記載の通りとし、以下甲といいます）と、株式会社プロアシスト（以下乙といいます）とは、乙の提供する本件サービスに関し、次の通り合意し、位置探索ASPサービス『ロケ探』ご利用契約（以下本契約といいます）を締結するものとします。

第1条（目的） 本契約は、甲が乙に対し以下に定める本件サービスを委託し、乙がこれを受託して甲に提供することに関して、甲及び乙が遵守すべき条件を取り決めたものです。

第2条（定義） 本契約で使用する用語の定義は、別段の定めない限り、次の通りとします。

- 1 本件サービスとは、発注時点で有効な乙の説明資料（次号に定義）において乙により提供される旨が明示された位置探索ASPサービス『ロケ探』をいいます。
- 2 説明資料とは、乙所定の業務基準が説明された資料であって、本件サービスの内容、料金、受付時間帯、対象地域その他乙が必要と認める本件サービスに関する事項を定めたものをいいます。
- 3 携行型位置通信端末機とは、位置情報対象者が所持（携帯）等する為の位置通信端末機のことをいいます。
- 4 位置情報とは、対象となる端末機の所在位置の情報をいいます。
- 5 位置情報対象者とは、携行型位置通信端末機を所持、携帯等している者をいいます。
- 6 位置情報確認者とは、対象となる位置情報の確認を行う者をいいます。

第3条（本件サービスの遂行等） 甲は、本契約及び説明資料に基づき、本件サービスを乙に委託し、乙は、これを受託し、合理的な努力をもって遂行します。

2. 乙は、自己の情報システムに関連する保守又は工事等のために必要あるときは、その旨を甲に事前通知し、本件サービスを一時停止することができるものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、事前通知に代えて事後報告で足りるものとします。

3. 甲及び乙は、本件サービスに関してトラブル等（通信障害、応答内容の異常等全て）が発生した場合には、直ちに別途定める連絡窓口を通じて相手方に通知し、復旧措置等（復旧までの臨時的代替措置を含む）について甲乙協議により決定し、速やかにこれに対処するものとします。

4. 本件サービスの遂行に必要な外部会社サービスの終了により、本件サービスが利用不可となった場合、乙は何らの責任も負わないものとします。

5. 乙は、乙の責任において本件サービスを第三者に再委託することができるものとします。この場合、乙は、当該再委託先に対し、自己と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

6. 乙は、1ヶ月前までに甲に書面で通知することにより、本件サービスの内容を変更できるものとします。

7. 乙は、甲に対し、日本国内において本サービスを提供するものとします。

8. 前項の定めに関わらず、端末機が衛星からの信号や電波が届きにくい場所にある場合には本サービスを利用できないことがあることを、甲は、予め承諾するものとします。

第4条（申込など）

1. 本サービスの申込、変更、中断、終了等を行うときは、甲は、乙に対して、乙所定の書面を提出するものとします。

2. 本サービスの申込を行うときは、甲は、位置情報対象者及び位置情報確認者の同意をとりつけるものとします。この場合、甲は、位置情報対象者及び位置情報確認者に対する一切の責任を負うものとし、乙は、何ら責任を負わないものとします。

3. 前2項に関して、甲が乙に対して提出した契約申込書等の書類は、いかなる事由があっても返却されないものとします。

4. 乙は、甲から本サービスの申込があったときは、必要な審査や手続を行った後、当該申込を受け付け、本サービスの利用に必要な事項を甲に提供するものとします。

5. 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には甲の申込を受け付けないものとします。

- (1) 位置情報対象者及び位置情報確認者の同意を得られてないことが判明したとき
- (2) 本サービスの申込内容に虚偽または重大な過失が認められたとき
- (3) その他取引を継続し難いと認められるとき

6. 甲は、住所、名称、請求先等に変更が生じた場合は、乙所定の書面にて、すみやかに乙に対して届け出るものとします。

第5条（料金及び支払） 本件サービスの料金（以下料金といいます）は、別途定める価格表に従うものとします。

2. 乙は、3ヶ月前までに書面で甲に通知することにより、料金を改定できるものとします。

3. 乙は、本契約の定めに従い、甲のユーザIDについて発生した料金を当該月末をもって締めこれを集計し、当該料金及びこれに課される消費税等を甲に請求するものとします。

4. 甲は、申込にて支払い方法を指定しないか、もしくは銀行振り込みを選択した場合、かかる請求に従い、甲が本件サービスを利用した翌々月末日までに乙が指定する銀行口座に充て現金で料金を支払うものとします。

5. 甲は、申込にて支払い方法を口座引き落としで選択した場合、かかる請求に従い、甲が本件サービスを利用した翌々月23日までに所定の口座にて現金を預け入れ、乙は所定の口座から現金を引き落とすものとします。

6. 料金は、いかなる事由があっても返金されないものとします。

7. 甲とご請求先が異なる場合、料金支払その他の債務はご請求先が負うものとし、甲はご請求先と連帯してかかる債務の履行の責に任ずるものとします。

8. 本サービスにかかる基本料金は、課金開始日の属する月及び本契約終了日の属する月についても、全額お支払いいただくものとします。

9. 第3条第2項の規定により本件サービスを一時停止した場合における停止期間中の料金については、本サービスの提供があったものとして取り扱います。

10. 甲は、本契約による金銭債務の履行を遅延した場合には、乙に対して、年14.6%に相当する額を遅延利息として支払うものとします。

11. 甲の本件サービスに登録した携行型位置通信端末機は、その利用期間を1年間とし、特に申し出がない場合、自動的にさらに1年間利用するものとします。以降1年毎に利用期間を自動的に更新します。利用期間の途中で携行型位置通信端末機を解約する場合、残りの利用期間の料金を一括でお支払い頂きます。

第6条（接続環境の整備） 甲は、本契約を申し込むにあたり、乙の指示に従い、本件サービスの提供を乙から受けるために必要となる通信回線、機器及びソフトウェア等（以下接続環境といいます）の整備を甲の費用負担にて速やかに行うものとします。なお、かかる乙の指示は、甲の接続環境について稼働不良、情報漏洩その他の障害が生じないことを甲に対して保証するものではありません。甲は、甲の費用負担にて甲の接続環境の適切な保守及び保全を行うものとします。

第7条（データ等の貸与） 甲は、本件サービスの遂行に必要な顧客名簿その他のデータ、データベース、コンピュータプログラム、資料等（以下データ等といいます）並びに機器及び設備等を、自己の正当な権限に基づき、乙に無償で貸与又は使用許諾するものとします。なお、その詳細については、甲乙協議の上、定めるものとします。

2. 甲は、乙に貸与又は使用許諾するデータ等についてバックアップを保持するものとし、乙は、当該データ等の消失につき何らの責任も負わないものとします。

第8条（反社会的勢力との関係排除） 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

(1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。

(2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。

(3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。

(4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

2. 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。

3. 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

4. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について本契約に基づく損害賠償を請求できるものとします。

第9条（甲の遵守事項） 甲は、本件サービスの提供を乙から受けるに際して、本件サービスに係る乙の情報システムに関する不正アクセス及び不正利用等の防止に努め、乙の情報システムへの接続環境、ユーザID、パスワードその他セキュリティ手段等の厳格な管理を行うものとします。

2. 甲は、本件サービスを利用するに際して、次の各号に掲げる行為を行ってはならず、第三者に対しても行わせないものとします。

- (1) 非合法なもの、有害なもの、わいせつなもの、セクシャルハラスメントにあたるもの、人種的・民族的に不快なもの、法律上、契約上もしくは信義上配信できないもの、その他問題のある文書、画像、ソフトウェアその他の情報等を掲載・配信等する行為。
- (2) 第三者を誹謗、中傷、罵倒したり、いやがらせをしたり、名誉を毀損したりする行為。
- (3) 第三者の個人情報（電話番号、電子メールアドレス、住所等全て）を掲載・配信等したり、その他プライバシーを侵害する行為。
- (4) 他人を装ったり、他の組織と提携関係にあると偽ったり、それらを第三者に誤解させる行為。
- (5) 乙又は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- (6) 法令や法的拘束力を有する規則等に違反する行為。
- (7) 本件サービスの運営を妨げる行為。
- (8) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれらに類する行為。

3. 甲は、本契約に違反した場合、自己の責任と負担において直ちに当該違反を是正するものとします。また、甲は、乙が当該違反の是正措置（前項各号のいずれかに違反する掲載・配信の削除等全て）を行うことに予め同意するとともに、当該違反により乙に何らの損害も及ぼさないものとします。

第10条（権利帰属・使用許諾） ソフトウェア、コンピュータプログラム、ホームページコンテンツ、データ、機器、方法その他の知的財産であって本件サービスの遂行の過程で作成されるもの及び乙又は乙への供給者が従来から保有するもの（以下本件ソフト等といふ）並びにこれに係る著作権その他の一切の権利は、乙又は乙への供給者に帰属します。但し、甲が単独で創作した知的財産及びこれに係る権利は、甲に帰属します。

2. 本件サービスを提供するに際して必要であると乙が認めた場合、乙は、甲に対し、乙所定の条件により、本契約有効期間中に限り、乙の指定する本件ソフト等を使用許諾するものとします。甲は、本件ソフト等の取扱いについて、次の各号に掲げるすべての事項を遵守するとともに、自己の従業者等に対してもこの趣旨を徹底させ遵守させるものとします。

- (1) 本件ソフト等を本契約、マニュアル等に定める目的、方法、場所及び範囲でのみ使用すること。
- (2) 本件ソフト等を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- (3) 本件ソフト等の全部又は一部を複製、改変、解析、譲渡、貸与、使用許諾及びその他処分（但し乙が甲に書面に事前に許諾した事項を除く）しないこと。
- (4) 本契約が終了した場合又は乙から要請された場合、直ちに本件ソフト等の使用を中止するとともに、全ての本件ソフト等を、その複製物等を含め、乙の指示に従い甲の負担により直ちに乙に返還又は破棄もしくは消去すること。

第11条（秘密保持） 甲及び乙は、本契約有効期間中及び本契約終了後2年間、本契約の遂行の過程で相手方から秘密である旨を明記した書面により開示された情報（以下秘密情報といふ）を、相手方の事前の書面承諾なく、相手方から指定された目的以外に使用せず、また第三者に開示又は漏洩してはならないと共に、自己の従業者等に対してもこの趣旨を徹底させ、遵守させるものとします。但し、開示前に既に所有していたもの、開示前に既に告知であったもの、開示後に自己の責によらず告知となったもの、開示につき正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示されたもの、又は相手方から開示された秘密情報とは関係なく独自に作成されたものは、秘密情報でないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

1. 甲は乙に対し、甲の有する個人情報（情報に内包されるデータにより、識別されたまたは他情報との照合により当該個人を識別できる全ての情報をいう。以下同じ。）を貸与する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならないものとします。
2. 甲及び乙は、甲より乙に貸与した個人情報について下記事項を遵守するものとします。
 - (1) 個人情報の授受に関しては、窓口を明確にし、厳密に運営を行うこと。
 - (2) 個人情報の利用を終え、破棄または返還するまでは「授受の証跡」を保存すること。
 - (3) 前各号に掲げる事項の他、個人情報を機密として管理する上で必要な措置をとること。
3. 乙は、前項の他、本件業務の遂行に際し、甲より乙に貸与された個人情報を第三者に貸与する必要がある場合は、当該第三者を甲に通知するものとします。
4. 乙は、甲から貸与された個人情報が本件業務を遂行する上で必要でなくなったときは、すみやかにこれらを返却または破棄するものとします。

第13条（責任範囲） 甲は、本件サービスを自己の責任において利用することに、明確に同意するものとします。乙の責任は、本件サービスを合理的な努力をもって提供することに限られます。

2. 乙による本契約の履行又は不履行に関して甲に損害が生じた場合における乙の甲に対する責任は、乙の責に帰すべき事由により現実に甲に生じた通常の直接損害に限られ、乙の甲に対する損害賠償額は、当該損害発生時点から溯って1ヶ月間における支払済みの料金を累積限度とします。

3. 本契約に定めた乙の責任は、いかなる法的根拠に基づくかを問わず、本件サービスに関する乙の全ての責任を定めたものであり、乙の責任はこの範囲に限定されるものとします。

第14条（不可抗力）

甲及び乙は、戦争、暴動、労働争議、火災、台風、洪水、地震、政府規制又はその他自己の合理的支配を超えた事由に起因する債務の履行遅滞又は不履行について、責任を負わないものとします。

第15条（本契約の有効期間） 本契約の有効期間は、要綱記載の通りとします。但し、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも本契約を継続しない旨の書面による申し出がないときは、本契約は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

2. 本契約が期間満了又は解除等により終了した場合においても、本項並びに第11、12、13、14、17条及び第18条第1項から第3項までの規定は、各条項において適用期間が限定されていない限り、なお有効に存続するものとします。

第16条（期限の利益の喪失及び解除） 甲及び乙は、自己が次の各号の一に該当したときは、相手方からの催告又はその他何らの手続を要することなく、本契約に基づく一切の債務の履行につき、期限の利益を失い、直ちに残債務全額を一括現金にて相手方に支払うものとします。

- (1) 本契約に違反し、相手方より10日以上の期間を定めて書面でその是正を催告されたにもかかわらず、当該期間内にこれを是正しないとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立て等がなされたとき
 - (3) その他取引を継続し難いと認められるとき
2. 甲及び乙は、相手方が前項各号の一に該当した場合には、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
3. 乙は、本件サービス遂行が不能もしくは困難となる事由が発生した場合、30日以上の期間を定めて甲に通知することにより、本契約を解除または本件サービスの停止をすることができるものとします。

第17条（相殺） 履行期限の到来、または前条に基づく期限の利益の喪失、その他の事由によって甲が乙に対して債務（本契約による債務に限定されない）を履行しなければならない場合には、乙からの催告又はその他何らの手続を要することなく、乙は、甲に対し有する債権と甲に負担する債務（本契約による債務に限定されない）とを対価額において相殺することができるものとします。なお、乙の甲に対する債権が手形債権の場合には、乙は相殺にあたって当該手形を甲に対して呈示または交付の必要がないものとします。

第18条（その他） 甲及び乙は、相手方の事前の書面承諾なく、本契約より生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。

2. 本契約の変更は、本契約に別段の定めがない限り、甲乙の正当な代表者により記名押印された書面によってのみ行うことができるものとします。
3. 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合、甲および乙は、乙の本店所在地を管轄する裁判所にのみ訴えを提起できるものとします。
4. 本契約に関する疑義又は本契約に定めなき事項が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満にこれを解決するものとします。